

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

(中間貸借対照表関係)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア. 市場価格のある有価証券(関係会社株式を除く。) の評価は、時価法によっている。

イ. 主要な貯蔵品である燃料油、ガス及び一般貯蔵品の評価は、総平均法(一部は移動平均法) による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は、定率法によっている。

(3) 引当金の計上基準

ア. 退職給付引当金は、将来の退職給付支給見込額を基礎とした現価方式による額から、適格退職年金制度に係る年金資産の評価額を控除した額を計上している。

イ. 使用済核燃料再処理引当金は、使用済核燃料再処理費の期末要支払額の60%を計上する方法によっている。

ウ. 原子力発電施設解体引当金は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準とする額を原子力発電実績に応じて計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,973,140 百万円

3. 保証債務 270,302 百万円

社債の債務履行引受契約に係る偶発債務 176,821 百万円

4. 電気事業会計規則の改正に伴い、中間貸借対照表の資本の部については、改正後の電気事業会計規則により表示している。

5. 発行済株式数の減少要因

期首発行済株式数(自己株式控除後) 962,687,329 株

単元未満株式の買取りによる取得 196,036 株

期末発行済株式数(自己株式控除後) 962,491,293 株

(中間損益計算書関係)

1. 電気事業会計規則の改正に伴い、当期より附帯事業営業費用及び収益は、営業費用及び収益として表示している。また、財務費用及び収益は、電気事業財務費用及び収益と附帯事業に係る財務費用及び収益をあわせ、営業外費用及び収益として表示している。